

慶弔規程

一般社団法人粉体工学会

(目 的)

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(会員およびこれに準ずる者の慶弔への対応)

2. この規程で慶弔の対象とする本会の会員は、個人会員、学生会員、名誉会員、並びに維持会員、賛助会員、事業所会員にあつては会員代表者を指す。
3. 本会の会員およびこれに準ずる者（元役員、会員期間が 20 年以上でかつ、70 歳以上のものなど）が死亡し、本会に通知があつた場合、会誌会告の会員消息欄に掲載する。
4. 本会の現役員および評議員、前役員および前評議員の場合は、会長名で弔電を打つ。とくに本会に貢献のあつた者は、会長の判断により供花、香典、弔問することがある。
5. 会員外で、とくに本会に貢献のあつた者が死亡した場合、会長の判断により、2) および 3) 項に準じて取り扱うことができる。
6. 会員の慶事については、理事会の承認により祝金等を贈ることができる。この場合は、会誌会告の会員消息欄に掲載する。
7. 本規定に定められていない事項については、会長の判断により取り扱い、事後に理事会に報告し承認を得る。

(事務局職員の慶弔への対応)

8. 事務局職員(臨時職員を除く)に対し以下の慶弔の事由がある場合は、事務局職員もしくはその相続人に慶弔金又は見舞金を支給する。
 - ・ 本人の結婚の場合（ただし、本会の前身である粉体工学会の勤務年数を加算できる）
 - ① 勤続 3 年以上の者・・・30,000 円
 - ② 勤続 3 年未満の者・・・15,000 円
 - ・ 子女出産の場合
 - ③ 第 1 子・・・20,000 円
 - ④ 第 2 子より・・・10,000 円
 - ・ 死亡の場合
 - ⑤ 本人（扶養家族のある場合）・・・30,000 円
 - ⑥ 本人（扶養家族のない場合）・・・20,000 円
 - ⑦ 配偶者・・・20,000 円
 - ⑧ 子女・・・10,000 円
 - ⑨ 実、養父母・・・10,000 円
 - ⑩ 以上において、状況に応じて弔電、供花等を加えることができる。
 - ・ 本人傷病の場合
 - 引続き 3 週間以上の場合・・・10,000 円
 - ・ 重大な家屋災害の場合・・・10,000～20,000 円
 - ・ 特別な事情のある場合は、理事会の承認を得て上記の金額を増額することができる。

(附 則)

この規程は、理事会の承認を得て、2018 年 1 月 4 日から発効する。

(付 記)

2018年2月17日 制定(理事会承認)

2024年3月23日 改定(理事会承認)